

特記仕様書

この請負事業に対する特記事項は次のとおりとする

1 放射線障害防止措置

受注者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

2 CSF（豚熱）

受注者は、CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県における CSF 対策を熟知して適切な対策に努めること。

3 地拵

作業仕様

作 業 種	作 業 仕 様	適 用 林 小 班 等
全刈地拵	植幅 0.5 m以上 置幅 1.7 m以内	全林小班

（注1）寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

（注2）末木枝条、刈払った雑灌木や伐倒木は、原則として植付作業に支障がないように、上記1の作業仕様の置幅で滑落・移動しないよう等高線沿いに安定させることとするが、現地の地理的・地形的要因や整理する末木枝条が多い場合等でこの限りでない場合は、監督職員と協議のうえ、林地保全上問題が生じないように留意し、区域内で置き場所及び置幅を決定することとする。